



任意後見はマトモなうちに！

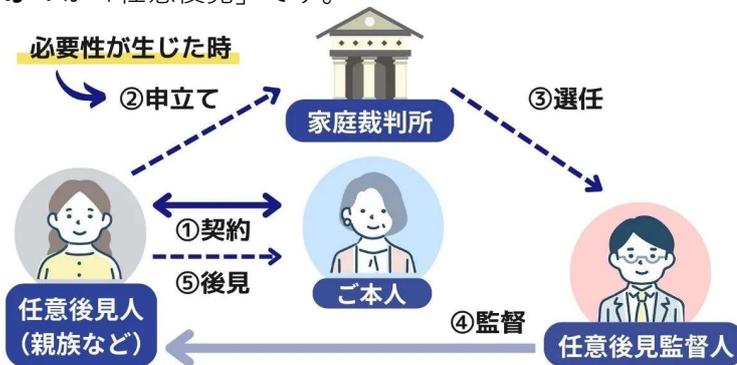
人生いつ何が起きてもおかしくありません。実際に私の身近にも、突然の脳内出血によって高次脳機能障害の症状となり、判断能力に困難を抱えて長期にわたるリハビリを余儀なくされている友人がいます。そのような時に、役に立つのが「後見人制度」です。

後見人制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの影響で判断能力が不十分な人を保護・支援するための制度です。後見人は本人の意思を尊重しながら、財産管理や身上監護、契約などの法律行為を代理で行うことができます。

後見人制度には、家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」の2つの制度があります。

法定後見は「実際に判断能力の低下してきた場合」に、既に存在する不安・不都合を解消するため、（周囲の人が）裁判所に申し立てることにより始まる制度であり、これに対し任意後見は「判断能力があるうち」に、今後生じるであろう不安・不都合に備えるため、（本人が）契約することによって始まる制度です。

認知症の場合にわかりやすく言えば、症状が出てから適用されるのが「法定後見」、症状が出る前に自分で選ぶのが「任意後見」です。



成年後見制度



任意後見を利用できる人であれば、法定後見よりも、より自分の思い描く老後、未来を実現できる可能性があります。

現在は日本人の約8割の方が生命保険に加入しています。日本は世界第2位の生命保険大国で、世界全体の生命保険収入保険料の20%を占めているほど、日本人はリスク回避に対する感度が高いと言えます。

今後、未曾有の高齢化社会を迎えるにあたって、イザというときのための備えとして、従来の生命保険などに加えて、後見人制度や死後事務委任契約などにも注目が集まってくることでしょう。もちろん、いずれにしても早めの対応が肝心なことは言うまでもありません。

「生命保険は健康なうちに、任意後見は自立できている（マトモな）うちに！」

NPOをコアとした「ほぼ3PJ」

コラルト・タイムス準備第8号でご紹介したこちらのプロジェクト。「参加するみんながほぼ3親等のようなゆるいつながりを持つことができれば、つけたしの安心感があるよね。」というお話でした。

実は法人を後見人に設定することも可能です。

参加者がそれぞれNPOコラルトを後見人として公正証書契約することによって、ゆるくつながり、継続的に安心して、組織としての「おたがいさま」のコミュニティを享受できるようになるのではないのでしょうか。



あっという間に師走！・・・今年の1月に発行が始まったこのタイムスも、なんとか1年間継続することができました。

認知症サポーター養成講座（認サポ）も11月開催で8回を終え、少しずつですが手ごたえを感じています。

NPO法人として試行錯誤していきたいことはいろいろとありますが、まずは認サポの継続開催を一番と考え、来年以降もコツコツと継続していきたいと思っています。

引き続き、どうぞよろしくお願いたします。（たいこん）

コラルトWEB

公式LINE



▼12月は会場の関係で第三土曜日の開催です！ご注意ください！

★参加無料★「コラルトの認サポ」大好評開催中！

次回開催は2024年12月21日（土）18:00～19:30です！

※お申込は右のコラルト公式LINEのQRコードから、お気軽にどうぞ！

公式WEBからもお申し込み可能。（本新聞のバックナンバーも是非ご覧ください！）